イギリスにおける2003年法定納本図書館法の制定
――デジタル時代への対応――

平野　美恵子

【目次】

はじめに
Ⅰ　背景と経緯
Ⅱ　納本制度改革
Ⅲ　2003年法定納本図書館法の概要
おわりに
翻訳：2003年法定納本図書館法

はじめに

各国の国立図書館は、納本制度によって国内出版物を網羅的に収集し、利用に供するとともに、後世の人々のために保存してきた。この重要な使命を遂行する上で喫緊の課題となっているのは、インターネット上のネットワーク系電子出版物の収集である。

わが国では、2004年12月９日に国立国会図書館長の諮問機関である納本制度審議会が、ネットワーク系電子出版物の収集に関する答申を行った。(注１)

一方、イギリスでは、マイクロ形態やCD-ROM、さらには電子ジャーナルなどを含む非印刷出版物（non-print publication）を納本制度に組み入れるための「2003年法定納本図書館法（Legal Deposit Libraries Act 2003（c.28））」（以下「2003年法」という。）が、2003年10月30日に成立した。ただし、この法律は、新しい納本制度の基本的な枠組みを定めるものであって、その詳細を定めるための規則は、法律の施行から１年以上経った現在、まだ制定されていない。

2003年法の制定に先立ち、2000年１月に納本制度の対象外であったマイクロ形態資料とオフライン電子出版物の自主的な納入制度が開始された。これは、法的拘束力をもつものではないが、多くの出版者がその趣旨に賛同し、参加している。

本稿は、オンライン出版物への対応に注目しつつ、2003年法と暫定的にそれを補完する自主的な納入制度について述べるものである。本稿の後に、調査及び立法考査局英米法研究会による2003年法の翻訳を掲載する。

Ⅰ　背景と経緯

１　納本制度の沿革

イギリスの納本制度は、1610年に、オックスフォード大学図書館の再興に尽力したボードリー卿が印刷出版業組合（Stationers' Company）と協定を結び、同組合に所属する印刷業者が印刷出版会館（Stationers' Hall）(注２)で登録したすべての新刊図書を１部ずつ、同大学図書館が受領できるようにしたことに始まる。因みにこの図書館は、ボードリー卿の偉業を称えてボードリアン図書館（Bodleian Library）と呼ばれている。

その後、1662年出版許可法（Press Licensing Act of 1662）は、勅許を受けた新刊図書の各１部の王室図書館（Royal Library）への納入を出版者に義務づけた。(注３)

1709年には最初の著作権法が制定されたが、納本規定は同法に置かれることになった。その後、著作権法は、1801年、1814年、1836年、1842年、1911年と改正を加えられていったが、納本規定はつねに著作権法中に組み入れられていた。

1709年著作権法（Copyright Act 1709）と次の1801年著作権法は、多数の法定納本図書館を

指定した。すなわち、前者により９館、後者により11館が納本図書館の資格を与えられた。

しかし、納本図書館の増加は、出版者の負担を増大させ、その結果として、納入実績の低下を招いた。1814年著作権法は、出版者に出版後１か月以内の納入を義務づけるとともに、違反者に５ポンド（現在の200ポンド相当）および当該図書の価格を加算した額の罰金ならびに訴訟費用の全額支払いを科するとした。

このような厳しい罰則を設けて納入促進を図った後に、1836年著作権法は、出版者の負担の軽減を考慮して、納本図書館をそれまでの11館から次の５館に縮減した。

・大英博物館（British Museum）
・オックスフォードのボードリアン図書館
・ケンブリッジ大学図書館
・エディンバラのスコットランド弁護士会（Faculty of Advocates）[注4]
・ダブリンのトリニティ大学図書館（Library of Trinity College）

1842年著作権法は、大英博物館と他の４館への出版物の納入方式に格差を設けた。すなわち、出版者は、大英博物館にすべての新刊図書を１部ずつ納入しなければならないとし、他の４館には、出版後12か月以内に請求があった場合に限り、その図書１部を納入すれば足りるとした。この納入方式の導入で、納本図書館における大英博物館の優位は絶対的なものとなり、他方、出版者の負担は軽減された。

この納本規定が制定された背景には、大英博物館を世界一の調査研究図書館にすることに心血を注いだ、のちの館長パニッツィの強力な働きかけがあったといわれる。因みに同氏は、この法律の施行に伴い、スコットランドやアイルランドを含むイギリス全土で納入促進の活動を活発に展開する一方で、納本規定に違反した出版者には提訴も辞さない対応をとった結果、同館への納入数は、１年間で67％増という驚異的な伸びを記録した。[注5]

2　1911年著作権法第15条に基づく納本制度

(1)　第15条の概要

1911年著作権法（Copyright Act1911（c.46））第15条の納本規定は、1842年法を継承したものである。この規定は、2003年法が施行されるまでの90年以上にわたって、大きな改正を加えられることもなく適用され続け、英国図書館に5000万点を超える出版物をもたらすなど、国の出版物の包括的な収集と保存に顕著な成果をあげた。

第15条は、全７項からなる。その要点は、次のとおりであり、第6項の罰則を除き、2003年法に継承されている。[注6]

・連合王国内で図書を出版した者は、出版後１か月以内にその１部を自己の負担で大英博物館理事会に納入すること。大英博物館理事会は、納入した出版者に対して受領書を発行すること。（第15条第１項）
・出版者が出版後12か月以内に大英博物館以外の納本図書館から請求書を受領した場合は受領後１か月以内に、また出版前に請求書を受領した場合は出版後１か月以内に、当該図書１部を納入すること（同条第２項）。
・大英博物館には、最良版の完全なもの１部を納入すること（同条第３項）。
・他の納本図書館には、普及版の図書１部を納入すること（同条第４項）。
・納本義務を怠った出版者は、陪審によらない有罪判決（summary conviction）で５ポンドおよび当該図書の価格を超えない金額を加算した罰金を科し、罰金は、当該図書の納入先である大英博物館理事会又は他の納本図書館の管理部門に支払うこと（同条第６項）。
・「図書（book）」とは、図書、小冊子、一枚ものの活版印刷物及び楽譜、地図、市街図、海図、表をいい、それぞれの部編や部分を含む

こと。再版以降の版は、原則として納本の対象とはしないこと。（同条第７項）

⑵　アイルランド独立と納本図書館

1911年法で指定された納本図書館は、1836年法による前述の５館に、1909年創館のウェールズ国立図書館を加えた次の６館とされた。

・大英博物館（British Museum：1972年以降、英国図書館[注７]）
・オックスフォードのボードリアン図書館
・ケンブリッジ大学図書館
・エディンバラのスコットランド弁護士会（1925年以降、スコットランド国立図書館[注８]）
・ダブリンのトリニティ大学図書館
・ウェールズ国立図書館

以上のうち、ダブリンのトリニティ大学図書館は、アイルランドが1922年に自治領となり、1937年に独立し、1949年にイギリス連邦から離脱した後も、1911年法第15条の納本規定からその名称を削除されることもなく、従前どおり、納本図書館としてイギリスの出版者から新刊図書の納入を受けた。

他方、イギリスの５館も、従前どおりアイルランドの出版者から新刊図書の納入を受けることができた。その法的根拠は、自治領アイルランドに導入された互恵的な立法（reciprocal legislation）に求められる[注９]。具体的には、「1927年商工業所有権（保護）法（Industrial and Commercial Property（Protection）Act（no. 16/1927））」中に1911年法第15条を継受した納本規定（第178条）を置いて、アイルランドの出版者にはイギリスへの納本義務を課し、イギリスの出版者にはアイルランドのトリニティ大学図書館への納本義務を課した。この規定は、「1963年著作権法（Copyright Act（no. 10/1963））」第56条に継承され、その後、現行の「2000年著作権及び関連の諸権利に関する法律（Copyright and Related Rights Act of 2000（no. 28））」第198条に継承されている。

こうして1911年法とそれに基づく納本制度は、アイルランド独立の影響を免れて、第一次世界大戦前のイングランド、ウェールズ、スコットランドとアイルランドからなる連合王国の枠組みを維持したまま21世紀を迎えることになった。

⑶　非印刷出版物の収集

1911年法の最大の問題は、マイクロ形態資料や録音資料、視聴覚資料（映画フィルムおよび映像記録）など、この法律の制定後に出現し、普及した非印刷出版物が、すべて納本制度の枠外に置かれ続けたことにあった。そのため、納本図書館では、これらの資料を必要に応じて購入、寄贈または出版者との契約に基づく自主的な納入制度（system of voluntary deposit）などにより収集してきた。

録音資料については、英国図書館全国録音資料アーカイブ（British Library National Sound Archive）が英国録音協会（British Phonographic Industry）の協力を得て、自主的な納入制度を通じて膨大なコレクションを形成することができた。

しかし、これは稀有な成功例であって、映画フィルムについては、国の機関である英国映画研究所（British Film Institute）が保存と研究の目的で自主的な納入制度により収集してきたが、無声映画の80％、発声映画の50％が収集されないままに消失し、または放置されていると推定されている[注10]。映画フィルムの収集に関する問題を抜本的に改善するため、1969年に法定納入制度の導入に関する法案が作成され、超党派の支持を受けたが、財政上の理由から不首尾に終わった。1976年には首相の諮問機関が答申を行い、1978年にも映画産業に関する行動委員会（Action Committee on the Film Industry）が提言を盛り込んだ報告書を議会に提出したが、

いずれもその後の進展は見られなかった。

II　納本制度改革

1　新法の必要性

1990年代後半になって、世界的に出版物の媒体と形態の多様化が進み、とくにCD-ROMやオンライン出版物が急速に普及するに及んで、イギリスとアイルランドでも、納本対象とする出版物の範囲の見直しが開始された。両国の納本規定は類似していたが、それを一部改正するにとどめるか、それとも新しい法律を制定するかで、両国の対応は分かれた。

アイルランドでは、「2000年著作権及び関連の諸権利に関する法律」を制定した際に、納本規定の一部を改正して、電子的再生システムを用いる出版物を納本制度に組み入れたが（同法第198条⑿項(b)）、イギリスでは、著作権法中に納本規定を置くという300年続いた伝統を破って、独立した法律を制定する道を選択した。既存の非印刷出版物のみならず、将来、出現する新しい媒体の出版物を適宜、納本制度に組み入れていくには、新しい法律を制定する必要があると判断されたためである。

2　方針の確立

⑴　調査委員会の設置

1998年1月28日、納本制度を担当するクリス・スミス文化・メディア・スポーツ相は、庶民院において、同相の下に「納本制度調査委員会（Working Party on Legal Deposit）」（以下「調査委員会」とする。）を設置すると発表した。

調査委員会は、オックスフォード大学のアンソニー・ケニー卿（当時、英国図書館理事長）を長とし、英国図書館、スコットランド国立図書館、北アイルランドのクイーンズ大学図書館（Queen's University of Belfast）、英国映画研究所、その他出版流通団体等からの10名の委員で構成され、6か月以内に次の諮問事項に関する報告書の提出を求められた。

（諮問事項の要旨）

(i)　非印刷出版物に関する国の収集と保存のあり方について提言を行うこと。ただし、出版者の負担を最小限に抑え、納入された出版物を不正使用から保護し、永久保存に留意し、安全な情報ネットワークを通じて法定納本図書館間で利用可能とする範囲を考慮に入れること。

(ii)　政府が法整備を決定するまでに、電子出版物とマイクロ形態資料の納入に関する自主的な取扱基準（voluntary code of practice）を作成して、関係者間の合意を得ること。

(iii)　前項の基準に、適切な場合には、映画フィルムと録音資料に関する既存の自主的な納入協定との整合性をもたせること。

(iv)　納本図書館間の相互協力の促進という観点から、印刷出版物の納本規定で見直しを必要とする範囲と、出版者の負担軽減に繋がる情報ネットワークの開発を必要とする範囲について提言を行うこと。

⑵　調査委員会報告書

調査委員会は、非印刷出版物の収集実態を調査検討したうえで、1998年7月16日に文化・メディア・スポーツ相に報告書を提出した。その結論は、国による非印刷出版物の包括的な収集と保存は、納本制度によってのみ長期的に保証することができるというものであった。また、新しい納本制度のための基本原則として、出版者と納本図書館の合意に基づく7項目を提示した。

以上のほか、非印刷出版物の納本図書館は、1911年法による6館を含む分散型とすることが適当であるとして、英国映画研究所の追加を示唆した。また、同法第15条の印刷出版物の納本規定については、見直しの必要性が認められないとした。

12月17日、文化・メディア・スポーツ相は議会における答弁のなかでこの報告書を高く評価するとともに[注11]、アンソニー・ケニー卿に引き続き残課題の検討を依頼したこと、その検討結果を待って、新法制定の準備作業に入る意向であることを明らかにした。その準備作業は、前記の７項目の基本原則に則って進められることになった。

（基本原則の要旨）

① 新しい媒体による出版物を法定納本の対象に指定する権限を主務大臣に与えること。

② 出版物の権利所有者は、国の出版物の保存に責任を負う機関が保管と利用の目的で当該出版物を保有できるようにすること。

③ 出版物の媒体が複数ある場合は、納入先の機関が指定した１媒体で納入すれば足りるとすること。

④ 納入先の機関が許可した利用者の利用を可能とすること。

⑤ 納入出版物の外部提供は、(a)著作権の保護期間満了後または(b)権利所有者の同意後においてのみ可能とすること。

⑥ 主務大臣が法定納本義務に従うべき媒体を発表するときは、出版者に過大な負担を与える特定の種類の出版物を除外できるようにすること。

⑦ 納入義務の免除または利用の差止めを求める出版者の申請および法定納本義務の適用に関する紛争は、主務大臣に責任を負い、出版者、納入先の機関、利用者の代表を含む常任委員会で裁定すること。

3 自主的な納入制度の導入

(1) 自主的な納入に関する取扱基準

調査委員会による残課題の検討結果は、前述の諮問事項(ii)の、電子出版物とマイクロ形態資料の納入に関する自主的な取扱基準とその付属文書のなかに収斂された。2000年１月４日、文化・メディア・スポーツ省、大手出版３団体[注12]と納本図書館６館による取決めとして「非印刷出版物の自主的な納入に関する取扱基準 （Code of practice for the voluntary deposit of non-print publications）」（以下「取扱基準」とする。）が発表され、100を超える出版者がこれに参加した。

取扱基準に基づく自主的な納入制度は、1911年法では収集することができない非印刷出版物を収集するための実効性の高い手段であると同時に、出版者と納本図書館が、新法制定に備えて、定義や手続、管理に関する問題点を洗い出すための機会を提供するものでもあった[注13]。

取扱基準の付属文書１によれば、草案の段階で、オンライン出版物の一部を自主的な納入制度に組み入れることが提案されたが、出版者、納本図書館の双方にその用意がなく、様々な問題点が指摘されたため、納入の対象から除外された。

調査委員会は、オンライン出版物のコンテンツを収集し、長期保存することの重要性と、その最良の担い手は納本図書館であるという認識は、関係者の一致するところであるとして、自主的な納入制度とは別に、出版者と納本図書館が合同で、オンライン機能を組み込んだオフライン電子出版物に関する実証実験プロジェクトを立ち上げ、問題点を洗い出し、納入の原則を特定することが、文化・メディア・スポーツ省における法案の準備作業にきわめて重要であるとの提言を前記付属文書で行った。

(2) 取扱基準の概要

取扱基準は、マイクロ形態資料とオフライン電子出版物（磁気テープ、CD-ROMやDVDを含む。）の自主的な納入と、納本図書館における利用提供と保存に関するガイドラインである。そこには、諮問事項(i)に記された、出版者の負担の増大や売上げの低下を最小限に抑えるため

の具体策が盛り込まれている。

（ガイドラインの要点）

○次の出版物は、取扱基準による自主的な納入対象から除外される。

・オンライン出版物（公式に自主的な納入制度から除外する。）

・コンピュータ・ソフトウェアおよびコンピュータ・ゲーム（納本図書館によって納入を必要としない出版物に指定されている。）

・映画フィルムおよび録音資料(既存の自主的な納入制度により収集する。)

○マイクロ形態資料は、6部以上販売したものに限り、納入の対象とする。納入の形態は、利用の便宜を考慮してマイクロフィッシュまたはロールフィルムとする。

○オフライン電子出版物は、12部以上販売したものに限り、納入の対象とする。納入に際しては、ソフトウェア、マニュアル等を添付する。

○納入先は、英国図書館とし、新刊のマイクロ形態資料とオフライン電子出版物はすべて最低1部ずつ納入する。他の納本図書館には、請求があった場合に限り、1部を納入する。

○オフライン電子出版物の納入部数が1部である場合は、納入先の納本図書館でアクセスできる利用者の人数を一度に1名に制限し、納本図書館の許可を受けて、指定された端末機でイントラネットをとおして利用する。

○自主的に納入された非印刷出版物は、納本図書館と出版者が協定を結ぶことによって一定期間、利用を制限し、または禁止することができる。

○プリントアウトは、印刷出版物の複写と同じ限度まで許可されるが、納入出版物からのダウンロードおよび保存は禁止する。

○納本図書館がオフライン電子出版物を保存の目的で他の媒体に複製することは認められるが、そのように保存の目的で作成した複製物を利用に供することはできない。

⑶　合同委員会の役割

取扱基準が発表された2000年1月4日、その付属文書5に基づき、図書館界と出版流通団体の代表者から構成される「自主的な納入に関する合同委員会（Joint Committee on Voluntary Deposit）」（以下「合同委員会」とする。）が発足した。

設置の目的は、第一に、納本図書館と出版流通業者が協力して、非印刷出版物の自主的な納入制度の運用を監視し、必要に応じて運用の改善を図ること、第二に、制度の運用を通じて得られた知識や経験を文化・メディア・スポーツ省に提供して、法律の立案を支援することであった。以上のほか、自主的な納入制度と並行してオンライン出版物の実証実験プロジェクトを設立してこれを監視することや規制影響分析（Regulatory Impact Assessment[注14]）の実施なども合同委員会の任務とされた。

なお、2003年法の成立に伴い、合同委員会は改組改称されて「法定納本に関する合同委員会（Joint Committee on Legal Deposit）」となった。

4　納本制度の拡張に関する出版者の懸念

自主的な納入が開始されてから2年半後の2002年6月、合同委員会は、オフライン電子出版物であるか純粋な電子形態であるかを問わず、単行および逐次刊行の電子出版物を納本制度に組み入れることが納本図書館と出版者に与える影響に関する調査の実施をEPS社（Electronic Publishing Services Ltd）に委託し、法案提出2か月前の同年10月に、調査報告書[注15]が提出された。

調査報告書は、CD-ROMの出版点数は減少傾向にあり、純粋な電子出版物については、とく

に逐次刊行のものの増加が顕著であるとの現状を明らかにしたうえで、2005年までの増加予測を行った。また、英国図書館による収集実績は、イギリスで出版される単行の電子出版物の75%、逐次刊行の電子出版物の45%から50%程度にすぎないとして、納本制度の導入の必要性を示唆した。さらに、電子出版物を納本制度に組み入れた場合に出版者が負担する費用の増加は、総じて些少であるとした。

また報告書は、納本図書館において電子出版物が無制限に利用に供されたり、商業活動に等しいドキュメント・デリバリーや図書館間貸出しなどが行われることにより、販売に悪影響が及ぶことを出版者が懸念しており、商業的なリスクを最小化し、または防止するために、次の措置を講じることを要望しているとした。

・電子出版物の利用は、いかなる場合でも、納本図書館１館または納本図書館ネットワークを通じて一度にアクセスできる人数を１名に制限すること。(一般に、出版者は、厳しい利用制限を要望している。毎年度の監査報告で電子出版物の利用規則の遵守状況を証明することも要望されている。)
・納入後一定期間の利用の禁止を可能とするため、納本図書館と出版者の間で公式に協定を結ぶこと。
・販売点数がきわめて少ないマイクロ形態資料とオン・デマンド資料については、国内で一定数の販売実績があったものに限り、納入の対象とすることを公式に認めること。

III　2003年法の概要

1　法案の審議

(1)　法案の提出

2002年12月11日、法定納本図書館法案（Legal Deposit Libraries Bill）が、クリス・モール労働党議員によって庶民院に提出された[注16]。その背景には、1911年著作権法第15条の納本規定では、300万余を数えるウェブサイトの情報を収集することができず、そのために後世に残すべき多くの重要なコンテンツが日々、失われていくという危機感の高まりがあった。

納本図書館と出版者は、本稿第II章で述べたように、自主的な納入制度の導入と運用、さらには、文化・メディア・スポーツ省による法案の準備作業への支援をとおして、双方の利害の調整に成果をあげてきた。したがって、この法案中に、とくに争点となりそうな問題は、含まれていないと考えられた。

(2)　法案の審議

しかし、2003年３月14日に庶民院で開かれた第二読会では、一部の議員から、出版産業に与える影響の重大性が見過されているなどの発言がなされた。

６月４日の委員会における逐条審議では、実質的に同一の著作物が複数の媒体で出版された場合の納入の媒体は、主務大臣が定める規則により決定するとした第2条の規定を巡って、より廉価な媒体で納入しようとする出版者側と、保存性に優れた紙媒体を主張する図書館側の利害の対立が見られた。

この第２条を含めて、法案中に多数設けられた、主務大臣による規則の制定に関する条項に関して、出版者側の意見を代弁する議員から、出版者との事前協議の必要性を訴える発言が相次いだ。文化・メディア・スポーツ省のハウエル観光・映画・放送担当大臣は、再三、事前の協議を約束して、議論は終息した。

庶民院における法案の審議は、2003年７月４日に終了し、その後の貴族院における審議も同年10月13日に終了して、同年10月30日に女王陛下の裁可を得て、2003年法が成立し、翌2004年２月１日に施行された。

2　2003年法の概要

⑴　基本的な枠組み

2003年法は、1911年著作権法第15条の納本規定に代わって、印刷された出版物のみならず、マイクロ形態資料、オンラインとオフラインの電子出版物などの非印刷出版物の納入と、その後の利用提供と保存について定めたものである。ただし、録音資料と映画フィルムは、納本制度による納入の対象から除外されている。

1911年法の納本規定が、新しい媒体や形態による出版物の出現に対応して改正することができなかったという事実を教訓として、2003年法は、法律を改正せずに新しい情報媒体を納本制度に組み入れるための仕組みを用意した。具体的には、この法律を、納本制度の基本的な枠組みを定めるものとして制定し、納本制度の詳細は、主務大臣が定める規則によるものとした。このため、2003年法は、急速な技術の進歩にも耐えられる持続可能性を内蔵した（built-in sustainability）法律ともいわれ[注17]、1911年法と同様に、長期にわたる適用が期待されている。

⑵　納本図書館

2003年法は、1911年著作権法第15条と同様に、ダブリンのトリニティ大学図書館を含む６館に納本図書館の資格を与え（第14条）、印刷された出版物の納入方式についても、英国図書館と他の５館との間に格差を設けている（第４条、第５条）。

スコットランドとウェールズの両国立図書館については、主務大臣の影響力が直接及ばず、またダブリンにあるトリニティ大学図書館は国外にあるため、主務大臣が定める規則については、一般規定（第11条）のほかに、スコットランドとウェールズに関する規定（第12条）とダブリンのトリニティ大学に関する規定（第13条）が設けられている。

第12条では、主務大臣が規則を制定する場合に、スコットランドの大臣とウェールズ国民議会の同意を必要とすると定める。しかし、その規則が電子出版物の納入に関するものであって、しかも納本図書館間の情報ネットワーク（本稿Ⅱ２⑴参照）によってアクセスが可能となる場合は、この限りではないとする。この例外規定は、情報通信システムの開発と運用に主務大臣の強力な指導力が欠かせないという理由から設けられたものである。

法案の審議の過程で、複数の納本図書館を置くことは、国の出版物を後世に伝えるために適当と考えられたが、1911年法で指定された６館を2003年法にそのまま引き継ぐことについては、反対意見も出た。ある議員は、納本図書館の指定は、イングランド、スコットランド、ウェールズにそれぞれ１館ずつとすべきだとして、オックスフォードのボードリアン図書館とケンブリッジ大学図書館の指定に反対した。また、北アイルランドへの指定を求める発言もあった。しかし、ダブリンのトリニティ大学図書館については、これまで「納本図書館の一つが国外にあることをそっと見逃してきた」という発言があった程度で、引き続き納本図書館の資格が付与されることになった[注18]。

3　構成

この法律は、全17か条からなり、納本義務、責任の免除、規則および通則に四分される。そのうち、納本義務に関する第4条から第8条までの規定が、印刷出版物と非印刷出版物に二分されていることを除くと、それ以外は、すべての出版物に共通する規定である。

（納本義務）
第１条　出版物の納本
第２条　新版及び別版
第３条　執行
（印刷出版物）
第４条　印刷出版物：英国図書館

第５条　印刷出版物：他の納本図書館
（非印刷出版物）
第６条　規則：非印刷出版物の納本
第７条　非印刷出版物に関連した行為の制限
第８条　非印刷出版物に関連した行為：著作権等
（責任の免除）
第９条　責任の免除：出版物の納本等
第10条　責任の免除：出版物に関連した行為
（規則）
第11条　規則：一般規定
第12条　規則：スコットランド及びウェールズ
第13条　規則：ダブリンのトリニティ大学
（通則）
第14条　解釈規定
第15条　付随的改正、廃止及び削除
第16条　適用開始及びその範囲
第17条　略称

４　各条の概要

（納本義務）

第１条　出版物の納本

連合王国内で著作物を出版する者は、その出版物１部を自費で納入しなければならない((1)項)。

納入対象とする印刷出版物の範囲は、明記されているが((3)項)、非印刷出版物の範囲については、技術進歩による多様化が見込まれるため、第６条(1)項に基づき主務大臣が定める規則によるとする((4)項)。ただし、その規則には、録音資料と映画フィルムは含まれない((5)項)。

オンライン出版物の納入媒体は、第６条(2)項(h)による規則で定めるものとするが、それ以外の出版物については、出版された媒体のまま納入する((6)項)。

第２条　新版及び別版

既に出版した著作物を、同一の媒体で改めて出版した場合、出版者に納本義務は生じないが((1)項)、同一の著作物を、印刷出版物とCD-ROMのように複数の媒体で出版した場合は、出版者は、規則で定める納入媒体で納入しなければならない((2)項)。

第３条　執行

出版者が納本義務を怠った場合に、納本図書館は、県裁判所（county court）に申立てることができ、同裁判所は、出版者に納本を求める命令((2)項)、または出版者に義務不履行による賠償の支払いを求める命令を発することができる（((3)項)[注19]）。

第４条～第５条　印刷出版物

1911年法と実質的に同じ内容である。

第６条　規則：非印刷出版物の納本

この条の(2)項では、第１条（出版物の納本）および第２条（新版及び別版）を補足するために、主務大臣が制定することのできる主な規則の要件を(a)項から(h)項までの８項目にわたって列挙する。

(f)項では、異なる形態で出版され、提供される著作物の納入形態に関する規則は、納本図書館の指示に従い制定することができるとする。

オンライン出版物関係の規則としては(g)項と(h)項がある。前者は国内の出版物として取り扱うか否かの条件を定める規則に関するものであり、後者は、主務大臣が納入の媒体を特定するための規則に関するものである。

第７条　非印刷出版物に関連した行為の制限

この条は、非印刷出版物の利用と保存について定める。すなわち、納本図書館の職員または利用者が、納本図書館に納入された非印刷出版物を利用し、複製し、コンピュータ・プログラムまたはデータベースを改造し、第三者に貸し

出し、第三者に引き渡し、および処分することは、禁止されるとする(⑵項)。ただし、主務大臣は、これらの行為を認める規則を別に定めることができるとし(⑶項)、その規則に盛り込むことができる要件を⑷項に列挙する。

第８条　非印刷出版物に関連した行為：著作権等

この条は、第７条に基づく規則によって認められる行為が、著作権の侵害とならないことを保証するために、関係法規の改正を行うための規定である。そのうち、1988年著作権法第１部第３章第44Ａ条⑶項の規定は、2003年法第７条の対象である非印刷出版物に対する第３章の一部の規定の適用を除外し、または制限する規則を主務大臣は定めることができるとする。その規則は、納本制度によって納入された非印刷出版物に対する著作権の適用除外を制限することにより、著作権の適用を保証しようとするものである。

（責任の免除）

第９条　責任の免除：出版物の納本等

この条は、第１条に基づく納本義務の履行が、契約の違反または著作権、出版権、データベース権もしくは特許権の侵害に関わるものであってはならないことを定める。

第10条　責任の免除：出版物に関連した行為

納本図書館に納入された出版物に名誉毀損にあたる要件が含まれていた場合における納本図書館、その職員および出版者の責任について定める。

⑸項は、ウェブ上から直接、出版物を複製する「ウェブ・ハーベスティング（web harvesting）」に関する規定である。同項の要件を満たす複製を行う場合は、第７条、第８条およびこの条の⑹項による制限および例外が適用される。

⑹項は、複製物に名誉毀損にあたる記述が含まれていた場合は、納入された出版物と同様に、納本図書館のみが損害賠償責任または刑事責任を負うと定める。

⑻項は、出版者が納本図書館によるアクセスの結果として名誉毀損以外の責任を問われることがないように、責任の免除を名誉毀損以外に拡大するための規則の制定権を主務大臣に与えるものである。

⑽項は、納本図書館が、この条で定める出版物に関連した行為を行う限りにおいて、責任は免除されると定める。

（規則）

第11条　規則：一般

この条は、主務大臣に与えられる規則制定権に関する一般規定である。

規則は、納本図書館および出版者との事前協議が終了しない限り、制定することができない(⑵項)。また、草案を議会に提出し、各議院の決議によって承認を得なければ制定することができない(⑹項)。

第１条⑷項、第２条または第６条中に明記される非印刷出版物の納入に関する規則は、出版者に過大な負担を負わせないために、その費用負担と公衆の便益を、主務大臣が比較考量した上で、均衡を失しないと思料しない限り、制定することはできないとする(⑷項)。

第１条⑷項、第２条、第６条、第７条またはウェブ・ハーベスティングに関する第10条⑸項中に明記される非印刷出版物の利用等に関する規則は、出版者の利益を害しないと主務大臣が思料しない限り、制定することはできない（⑸項)。

第12条　規則：スコットランド及びウェールズ

主務大臣は、策定中の規則が、スコットランド国立図書館およびウェールズ国立図書館の管

理機関の納本図書館としての資格に制限を加えるものである場合または他の納本図書館に新たな資格を与える場合は、スコットランドの大臣およびウェールズ国民議会の同意を得なければならないとする。

ただし、その資格が電子出版物に関するものであり、かつ、スコットランド国立図書館（法律出版物についてはスコットランド弁護士会）およびウェールズ国立図書館の管理機関に電子的アクセスの方法が提供される場合は、この限りではないとする。

第13条　規則：ダブリンのトリニティ大学

非印刷出版物について、アイルランドの関係法令が、この法律の第７条による行為の制限、連合王国の地方の法令による著作権、出版権、データベース権および特許権の保護ならびに第10条⑶項および⑷項に基づく責任の免除に実質的に劣らないことを、主務大臣が確信しない限り、ダブリンのトリニティ大学図書館を管理する機関に資格を与えることができないとする。

（通則）

第14条　解釈規定

―(略)―

第15条　付随的改正、廃止及び削除

―(略)―

第16条　適用開始及びその範囲

―(略)―

第17条　略称

―(略)―

おわりに

2003年法制定から１年が経った2004年11月24日、文化・メディア・スポーツ省は、規則の制定に関する諮問機関の設置を提案した。具体的には、諮問機関は、政府とは一定の距離を置く独立行政法人（Non-Departmental Public Body）として設置され、主務大臣による諮問の範囲は、規則の内容、起草、日程および施行の全般に及ぶとしている。(注20)

諮問機関は、出版物を納本制度によって包括的に収集し、利用に供し、後世に残すという命題と、出版者等の負担を最小限に抑えるという命題の間に、現実的で、納得のいく妥協点を見出さなければならない。そのために、出版者と納本図書館の代表の参加が想定されている。

この諮問委員会が設置された場合に、最初に手がける規則は、自主的な納入制度で実績のあるCD-ROMやマイクロ形態資料に関するものであるといわれ、オンライン出版物に関する規則の制定については、まだ目処が立っていない。(注21)

新法制定に向けて主導的役割を担った英国図書館（British Library）のブリンドリー館長は、2003年法を「歴史的な法律」と呼んだ。(注22)諮問機関の設置に向けての動きによって、ようやく詳細を定める規則制定への道が開かれようとしている。

（注）

⑴　国立国会図書館納本制度審議会「答申―ネットワーク系電子出版物の収集に関する制度の在り方について」(平成16年12月９日)　<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/data/a_toushin_2.pdf>(last access 2005.2.17)

⑵　印刷出版会館とは、15世紀初頭にロンドンで97の印刷出版製本業者が結成した印刷出版業組合（Stationers' Company）の所有した会館をいう。1842年著作権法で、そこへの登録を要件として、著作権の侵害に対して著者に訴訟を提起する権利が認められた。1911年著作権法により、印刷出版会館への登録の慣行は廃止された。(田中英夫編『英米法辞典』東京大学出版会，2001，p.807.)

⑶　王室図書館に与えられたこの権利は、1757年に大英博物館に引き継がれた。

⑷　1836年法において、エディンバラのスコットラン

ド弁護士会とは、1680年代初頭に設立された同会の図書館を意味する。1710年に納本図書館の資格が認められた。

(5) John Byford, "Publishers and legal deposit libraries co-operation in the United Kingdom since 1610：effective or not?" 68th IFLA Council and General Conference, August 18-24, 2002, 126-140-E. ＜http://www.ifla.org/IV/ifla68/papers/126-140e.pdf＞（last access 2004.11.25）

(6) 1911年法第15条(6)項の罰則は、2003年法に継承されていない。2003年法では、裁判所命令を発することができると定める。（本稿III 4「各条の概要」第３条参照）

(7) 1972年英国図書館法（British Library Act 1972（c. 54））の成立に伴い、大英博物館に代わって英国図書館が納本図書館となった。

(8) 1925年、スコットランド弁護士会は、法律学関係の書籍と写本を除く全蔵書を国に寄贈し、これが基礎となってスコットランド国立図書館が創館された。その設置法である1925年スコットランド国立図書館法（Scotland National Library Act 1925（c. 73））の成立に伴い、納本図書館の資格は、スコットランド弁護士会からスコットランド国立図書館に移された。

(9) *Op. cit.*(5)

(10) Working Party on Legal Deposit, "Report of the Working Party on Legal Deposit," 1.3参照。＜http://www.bl.uk/about/policies/workreplegdep.html＞（last access 2005.1.12）

(11) 12月17日、同相は議会での答弁のなかでこの報告書を、「非印刷出版物の法定納本に関する法律の制定に向けて、出版者の負担と売上げの減少を最小限に抑えようとするものであり、説得力のある主張を盛り込んだものと理解している。」と述べた。（Viveka Alvestrand, "UK legal deposit law moves into digital age." Information World Review, 2003.12.1. ＜http://www.iwr.co.uk/News/1151001＞（last access 2004.11.11）参照）

(12) 出版者協会（Publishers Association）、学術専門出版者協会（Association of Learned and Professional Society Publishers）および雑誌出版者協会（Periodical Publishers Association）である。

(13) "Code of practice for the voluntary deposit of non-print publications" 中の3.1 "Purpose of legal deposit" 参照。＜http://www.bl.uk/about/policies/codeprac.html＞（last access 2005.2.10）

(14) 1998年から、新法制定に際して、規制影響分析の実施が義務付けられている。

(15) "The impact of the extension of legal deposit to non-print publications; Assessment of cost and other quantifiable impacts; Study report", prepared for the Joint Committee on Voluntary Deposit by Electronic Publishing Services Ltd, 1 October 2002 ＜.http://www.alpsp.org/2004pdfs/LegalDepositofNon-PrintPublications.pdf＞（last access 2005.2.10）

(16) 同議員は、2001年11月にイプスウィッチ選挙区で選出された新人議員である。各会期の冒頭、20名の庶民院議員に議員提出法案の優先審議権を与えるくじ引きが行われるが、そのくじ引きで、400名以上の議員に混じって、幸運にも12番を引き当てた。その後、同議員は、文化・メディア・スポーツ省の全面的な支援を受けて法案を作成した。

(17) Viveka Alvestrand, "UK legal deposit law moves into digital age." Information World Review, 2003.12.1. ＜http://www.iwr.co.uk/News/1151001＞（last access 2004.11.11）

(18) 庶民院の常任委員会F（2003年６月４日）の議事録（Column Number: 31）による。＜http://www.publications.parliament.uk/pa/cm200203/cmstand/f/st030604/am/30604s01.htm＞（last access 2004.11.11）

(19) 裁判所命令に従わない場合に、その者は、法廷侮辱罪として罰金刑または懲役刑に処する。

(20) "A Consultation document on establishing the legal deposit advisory panel," Department for

Culture, Media and Sport, 24 November, 2004. ＜http://www.culture.gov.uk/NR/rdonlyres/C558DD6E-84B6-4DD4-8E81-07FAC3B1519E/0/conslegaldepositappaper.pdf＞（last access 2005.2.10）

(21) 規則制定の時期について、2003年6月4日に開かれた委員会で、文化・メディア・スポーツ省のハウエル観光・映画・放送担当大臣は、まずは自主的な納入制度の取扱基準ができているオフライン出版物の規則を制定し、オンライン出版物については、出版環境の複雑さや規模に留意し、出版者と納本図書館双方の負担を最小限に抑えることに留意しつつ、時間をかけて慎重に取り組んでいくと述べた。*Op. cit.* (18)（Column Number: 14参照）

(22) *Op. cit.* (16)

（参考文献）

・“Explanetory Notes to Legal Deposit Libraries Act, 2003 Chapter 28, “Stationery Office Limited, 28 November 2003. ＜http://www.hmso.gov.uk/acts/en2003/2003en28.htm＞(last access 2005.2.10)

（**ひらの　みえこ**・専門調査員）

2003年法定納本図書館法（2003年法律第28号）

Legal Deposit Libraries Act 2003（2003 Chapter 28）

調査及び立法考査局英米法研究会*　訳

1911年著作権法第15条に代わり、印刷された出版物並びにオンライン及びオフラインの出版物を含むそれに類似した出版物の納本に関連した規定を定め、納本された資料の利用及び保存に関する規定を定め、並びにその他の関連した目的を果たすための法律

［2003年10月30日裁可］

今期召集された議会における聖職及び世俗の貴族院議員並びに庶民院議員の勧告と承認に基づき、女王陛下及び議会両院の権限により、以下のとおり法を定める。

納本義務

第１条　出版物の納本

⑴　連合王国内においてこの法律の適用対象となる著作物を出版する者は、その［出版物］１部をこの条に基づいて納入を受ける資格を有する納本図書館により（一般的に、又は特別な場合において）指定された納入先に自己の負担で納入しなければならない。

⑵　ダブリンのトリニティ大学図書館を管理する機関以外の納本図書館が納入先を指定していない場合は、その［出版物］１部は［納本］図書館に納入するものとする。

⑶　印刷により出版された著作物の場合は、この法律は、次に掲げるものに適用する。ただし、［規則で］指定された例外規定に従うものとする。

⑷　図書（小冊子、雑誌、新聞を含む。）

⑸　一枚ものの活版印刷物及び楽譜

⑹　地図、市街図、海図、表

⑺　上記著作物の一部分

⑷　印刷物以外の媒体で出版された著作物の場合は、この法律は、［規則に］明記された要件に該当する著作物に適用する。

⑸　次に掲げるもののみで構成される著作物は、［規則に］明記された要件に含まれない。

⑷　録音資料又は映画フィルムのいずれか一方又は双方

⑸　上記資料及びそれに付随する別の資料

⑹　第６条⑵項⑹号に従うことを条件に、⑴項に基づく義務は、その著作物の［出版物］１部を出版された媒体により納入するものとする。

⑺　この条において「納入先（address）」とは、連合王国内の宛先又は電子的なアドレスをいう。

第２条　新版及び別版

⑴　この法律は、連合王国において既に同一の媒体により出版された著作物と実質的に同一のものには適用しない。

⑵　連合王国において、実質的に同一の著作物が複数の媒体により出版されている場合は、

⑷　第１条⑴項は、それらの媒体の一つによる出版物に対してのみ適用し、かつ、

⑸　その媒体は、主務大臣が定める規則に従

い決定する。

(3) 主務大臣は、規則により、この条において著作物が実質的に同一とみなされるか否かの条件に関する規定を定めることができる。

第3条　執行

(1) この条は、この法律により、又はこの法律に基づいて、納本図書館によって指定された納入先又は納本図書館への納入を求められる者（この条において「出版者（the publisher）」とする。）が、その義務の履行を怠った場合に適用する。

(2) ［納本］図書館は、出版者に義務の遵守を求める命令を得るために、裁判所の規則に従い、県裁判所（スコットランドにおいてはシェリフ裁判所）に申立てをすることができる。

(3) 前項［(2)項］の申立てに次のいずれかの理由が認められる場合は、県裁判所又はシェリフ裁判所は、出版者に対し、同項［(2)項］の命令に代えて、義務の不履行による賠償の費用を超えない金額の［納本］図書館への支払いを求める命令を発することができる。

(a) 出版者が義務を履行することができない場合

(b) その他の理由により同項［(2)項］に基づく命令を発することが適当でない場合

印刷出版物

第4条　印刷出版物：英国図書館

(1) 英国図書館理事会（the British Library Board）は、第1条に基づき、印刷により出版されたすべての著作物の［出版物］1部について、納入を受ける資格を有する。

(2) 当該の［出版物］1部は、出版の日から起算して1月以内に納入されなければならない。

(3) 当該の［出版物］1部は、納入の時点において連合王国内で出版物として刊行された最良版と同等の質のものとする。

(4) 英国図書館理事会は、（発信が電子的方法によるかどうかを問わず）文書で受領書を発行しなければならない。

第5条　印刷出版物：他の［納本］図書館

(1) 英国図書館理事会以外の各納本図書館は、第1条に基づき、印刷により出版された著作物を請求し、その［出版物］1部の納入を受ける資格を有する。

(2) この条に基づく請求は、（発信が電子的方法によるかどうかを問わず）文書で行わなければならない。

(3) 請求は、次のように行うことができる。

(a) 出版の前に行うこと。

(b) 特に百科事典、新聞、雑誌その他の著作物については、将来発行されるすべての巻号又は部篇と関連付けて行うこと。

(4) いかなる請求も、出版の日から起算して12月を経過した後に行うことはできない。

(5) 当該の1部は、次のいずれかの日から起算して1月以内に納入されなければならない。

(a) 発行日

(b) 発行日より後の場合は、請求書が受領された日

(6) 当該の［出版物］1部は、納入の時点において連合王国内で出版物として刊行された最大部数のものと同等の質のものとする。

非印刷出版物

第６条　規則：非印刷出版物の納本

⑴　主務大臣は、印刷物以外の媒体で出版された著作物に適用されるように、第１条及び第２条を補足する規則を定めることができる。

⑵　この条に基づく規則により、次の各号に掲げることを特に定めることができる。

(a)　納本図書館が第１条に基づき納入先としての資格を得、又はその資格を失う場合の期日及び条件に関する規定を定めること。

(b)　第１条⑴項にいう者に対し、著作物の［出版物］１部とともに、その著作物を利用するために必要なコンピュータ・プログラム及び情報［の複製物］を１部並びにその著作物に付属し、公衆に利用を可能とさせる取扱説明書その他の資料を１部、納入することを請求すること。

(c)　出版その他の事象との関連により明記された期間内に納入することを要求すること。

(d)　電子的方法による納入を認め、又は要求すること。

(e)　著作物が質の異なる出版物として製作された場合は、納入すべきものの質を特定すること。

(f)　著作物が異なる形態で出版され、又は公表された場合は、［納本］図書館の全部又は一部が（一般的に、又は特別の場合において）定めた要件に従い納入するものの形態が決定されるように規定すること。

(g)　オンラインで出版された著作物を連合王国で出版されたものとして扱うか否かの条件に関する規定を定めること。

(h)　オンラインで出版された著作物の［複製物］１部の納入媒体を特定すること。

第７条　非印刷出版物に関連した行為の制限

⑴　この条の⑶項に定めるところに従い、関係者は、関係資料に関連して、次項［⑵項］に掲げる行為を行うことはできない。

⑵　その行為とは、次の各号に掲げることをいう。

(a)　資料を利用すること（その利用が必然的に資料の一時的な複製物の製作を伴うか否かを問わない。）。

(b)　資料を複製すること（資料を利用する目的で一時的な複製物の製作を必要とする場合を除く。）。

(c)　関係資料がコンピュータ・プログラム又はデータベースを構成し、又は包含するものである場合は、それを改造すること。

(d)　第三者に資料を貸し出すこと（納本図書館が、その管理下にある図書館施設において利用に供するために利用者に貸し出す場合を除く。）。

(e)　第三者に資料を引き渡すこと。

(f)　資料を処分すること。

⑶　主務大臣は、規則により、関係資料に関連して関係者が前項［⑵項］に掲げる行為を行うことを認める規定を定めることができる。ただし、条件が明記されているときはそれに従うものとする。

⑷　この条に基づく規則により、次の各号に掲げることに関する規定を特に定めることができる。

(a)　関係資料の利用又は複製を可能とする目的

(b)　利用者による関係資料の利用を開始する期日及び条件

(c)　関係資料を利用することができる利用者の要件

(d)　関係資料を一度に利用することができる

利用者数の制限（納本図書館において利用者が電子出版物に一度にアクセスすることができる端末機の台数制限によるかどうかを問わない。）

(5) この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(a) 「利用者（reader）」とは、調査又は研究の目的のために納本図書館の許可を得て、その図書館が管理する図書館施設にいる者をいう。

(b) 「関係資料(relevant material)」とは、次に該当するものをいう。

(i) 印刷物以外の媒体で出版された著作物であって、第１条に基づき納入されるもの

(ii) 第６条(2)項(b)号に該当するコンピュータ・プログラム又は資料であって、第６条に基づく規則に従って納入されるもの

(iii) 第10条(6)項が適用される著作物を複製したもの

(iv) この号の(i)から(iii)までのいずれかに該当するものを（処分に際して）複製したもの

(c) 「関係者（relevant person）」とは、次の者をいう。

(i) 納本図書館又はそれに代わって行為する者

(ii) 利用者

(d) 納本図書館というときは、スコットランド弁護士会（the Faculty of Advocates）を含む。

(6) この条の違反行為の結果として損害を被った者の訴えで、法定義務の不履行の訴訟に適用される抗弁その他の付随条件に従い、訴訟を提起することができる。

第８条　非印刷出版物に関連した行為：著作権等

(1) 1988年法第１部第３章（著作権のある著作物に関連して認められる行為）中、第44条の次に次の条を加える。

「**第44Ａ条　法定納本図書館**

(1) 納本図書館又はそれに代わって行為する者によるインターネットからの著作物の複製は、次に掲げる場合において、著作権の侵害に該当しない。

(a) 当該著作物が2003年法第10条(5)項に基づく規則に明記された要件に該当するとき

(b) インターネット上の当該著作物の出版物又はそれをインターネット上で出版する者が［前記規則に］明記された態様で連合王国とかかわるとき

(c) その複製が［前記規則に］明記された条件に従って行われるとき

(2) 2003年法第７条に基づく規則の下で関係資料に関連して認められる行為を行うことは、著作権の侵害に該当しない。

(3) 主務大臣は、関係資料に関連して行われる明記された行為について、規則により、この章の規定の一部の適用を除外する規定を定めることができる。

(4) 前項［(3)項］に基づく規則により、次の各号に掲げる行為を明記する規定を特に定めることができる。

(a) 明記された目的のために行われる行為

(b) 明記された要件を備えた利用者により行われる行為

(c) 明記された要件を備えた関係資料に関連して行われる行為

(d) 明記された条件に従わずに行われる行為

(5) この条に基づく規則は、異なる目的のために異なる規定を定めることができる。

(6) この条に基づく規則は、議会のいずれかの院の決議に従い廃止される委任法規で定める。

(7) この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(a) 「2003年法（the 2003 Act）」とは、2003年法定納本図書館法をいう。

(b) 「納本図書館（deposit library）」、「利用者（reader）」及び「関係資料（relevant material）」は、2003年法第7条におけるものと同一の意味を有する。

(c) 「明記された（prescribed）」とは、主務大臣が定める規則により明記されたことをいう。」

(2) 1997年データベースにおける著作権その他の諸権利に関する規則（the Copyright and Rights in Databases Regulations 1997）（委任法規1997年第3032号（S.I. 1997/3032））の第3部（データベース権（database right））中、規則第20条の次に［規則第20A条として］次の規定を加える。

「**データベース権に対する例外：納本図書館**

規則第20A条

(1) 納本図書館又はそれに代わって行為する者によるインターネットからの著作物の複製は、次に掲げる場合において、データベースにおけるデータベース権の侵害に該当しない。

(a) 当該著作物が2003年法第10条(5)項に基づく規則に明記された要件に該当するとき

(b) インターネット上の当該著作物の出版物又はそれをインターネット上で出版する者が［前記規則に］明記された態様で連合王国とかかわるとき

(c) その複製が［前記規則に］明記された条件に従って行われるとき

(2) 2003年法第7条に基づく規則の下で関係資料に関連して認められる行為を行うことは、データベースにおけるデータベース権の侵害に該当しない。

(3) 1988年法第44A条(3)項に基づく規則は、関係資料に関連して明記された行為に関する同法第44A条(2)項の適用を除外したところに従い（かつ、その範囲内において）、前項[(2)項]の適用を除外する。

(4) この規則［規則第20A条］において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(a) 「2003年法（the 2003 Act）」とは、2003年法定納本図書館法をいう。

(b) 「納本図書館（deposit library）」及び「関係資料（relevant material）」は、2003年法第7条におけるものと同一の意味を有する。」

責任の免除

第9条　責任の免除：出版物の納本等

(1) 出版者が第1条に従い著作物の［出版物］1部を納入するときは、次に掲げることを考慮するものとする。

(a) 当該著作物のいかなる部分に関しても、その者が当事者である契約の違反とならないこと。

(b) 当該著作物のいかなる部分に関しても、著作権、出版権若しくはデータベース権を侵害しないこと又は特許権を侵害しないこと。

⑵　前項［⑴項］を第１条による著作物［の出版物］１部の納入に適用するときは、第６条に基づく規則に従い第６条⑵項⑹号に該当するコンピュータ・プログラム又は資料の１部を納入することについても、これを適用する。

第10条　責任の免除：出版物に関連した行為

⑴　納本図書館又はそれに代わって行為する者は、第１条に基づき納入される著作物の［出版物］１部に関し、第７条⑵項に掲げる行為を関係者が行うことに起因する名誉毀損のかどで損害賠償責任を負わず、いかなる刑事責任にも服さない。

⑵　次の各号に該当する場合は、前項［⑴項］は納本図書館の責任に適用しない。

⑷　納本図書館が、その著作物に名誉毀損にあたる記述が含まれることを知っているとき、又は損害賠償責任について、納本図書館がその著作物に名誉毀損にあたる記述が含まれることを知るに足る事実若しくは事情を知っているとき

⑹　納本図書館が、その情報を得てから、その著作物に関連した行為を行うことを回避し得る相当な機会があったとき

⑶　第１条に従い、ある者（この条において「出版者（the publisher）」とする。）が納本図書館により指定された納入先に著作物［の出版物］１部を納入した場合において、出版者は、当該の［出版物］１部に関連して、第７条⑵項に掲げる行為を関係者が行うことに起因する名誉毀損のかどで損害賠償責任を負わず、いかなる刑事責任にも服さない。

⑷　次に掲げる場合には、前項［⑶項］は適用しない。

⑷　出版者が、当該の［出版物］１部に名誉毀損にあたる記述が含まれることを知っているとき、又は損害賠償責任について、出版者が当該の［出版物］１部に名誉毀損にあたる記述が含まれることを知るに足る事実若しくは事情を知っているとき

⑹　出版者がその情報を得てから、知り得た内容、事実又は事情を納本図書館に知らせ得る相当な機会があったにもかかわらず、そのようにしなかったとき

⑸　インターネット上で出版された著作物が、次の各号のすべてに該当する場合は、次項［⑹項］をその著作物の複製物に適用する。

⑷　その著作物がこの項に基づく規則に明記された要件に該当するとき

⑹　インターネット上の当該著作物の出版物又はそれをインターネット上で出版する者が［前記規則に］明記された態様で連合王国とかかわるとき

⑻　その複製物が［前記規則に］明記された条件に従い、納本図書館又はそれに代わって行為する者によりインターネットから著作物を複製して製作されたものであるとき

⑹　この項を著作物の複製物１部に適用する場合は、次のとおりとする。

⑷　［納本］図書館を除き、何人も当該の［複製物］１部に関連して、第７条⑵項に掲げる関係者によって行われる行為に起因する名誉毀損のかどで損害賠償責任を負わず、いかなる刑事責任にも服さない。

⑹　第１条に基づき納入される著作物［の出版物］１部に関連して行う行為に、この条の⑴項及び⑵項を適用するときは、その複製物１部に関連して行う行為についても適用する。

⑺　この条において、次の各号に掲げる用語の

意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(a) 「関係者（relevant person）」とは、第7条におけるものと同一の意味を有する。

(b) 第7条(2)項に掲げる行為というときは、（第7条において定義された）関係資料に関連して行われるかどうかを問わず、それらの行為をいう。

(c) 納本図書館というときは、スコットランド弁護士会を含む。

(8) 主務大臣は、名誉毀損に関する損害賠償責任及び刑事責任に関連してこの条を適用するために、規則により、この条をその規則に明記された要件に該当する（刑事責任を含む）責任に適用することを定めることができる。ただし、明記された要件に変更があるときはそれに従うものとする。

(9) 著作物の複製物に関連して行う行為にこの条を適用するときは、その複製物の（処分に際しての）複製に関連して行う行為についてもこの条を適用する。

(10) この条の規定は、何人にも責任を課するものではない。

規則

第11条　規則：一般規定

(1) この法律に基づく規則制定権は、次のとおりとする。

(a) 特に、媒体、著作物の種類、納本図書館又は地域の相異を含めて、異なる目的のために異なる規定を定める権限を含むこと。

(b) その規則制定権が及ぶすべての事案に関連して行使可能であるとともに、明記された例外規定に従う事案に関連して、又は特定の事案若しくは特定の種類の事案に関連して、行使され得ること。

(2) この法律に基づく規則は、主務大臣が次に掲げるすべての者と協議を終えない限り、定めることはできない。

(a) 納本図書館

(b) 影響が及ぶ可能性があると主務大臣が認める出版者

(3) 第1条(4)項又は第6条に基づく規則は、当該規則制定前に出版された著作物に適用されるように定めることはできない。

(4) 第1条(4)項、第2条又は第6条に基づく規則は、これらに関係する著作物を出版する者が規則の結果として負担する可能性のある費用は、当該著作物の納入によって生じる公衆への便益に比して、均衡を失していないと主務大臣が思料しない限り、定めることはできない。

(5) 第1条(4)項、第2条、第6条、第7条又は第10条(5)項に基づく規則は、これらに関係する著作物を出版する者の利益を不当に害しないと主務大臣が思料しない限り、定めることはできない。

(6) この法律に基づく規則制定権は、委任法規によって行使することができる。ただし、当該規則は、これを内容とする委任法規草案が議会に提出され、各議院の決議によって承認されない場合には、定めることはできない。

第12条　規則：スコットランド及びウェールズ

(1) この法律に基づく規則が次のいずれかに該当する場合は、スコットランドの大臣の同意を得ずに、これを定めることはできない。

(a) この法律により、又はこの法律に基づい

てスコットランド国立図書館（National Library of Scotland）を管理する機関に与えられた資格を当該規則がはく奪することとなる場合

(b) 前号［(a)号］の機関に与えられていない資格を、当該規則が他の納本図書館に与えることとなる場合

(2) その資格が電子出版物の納入に関するものであり、かつ、それらの出版物に電子的にアクセスする方法が次のいずれかに対して提供される場合は、前項［(1)項］は適用しない。

(a) 法律出版物の場合には、スコットランド弁護士会

(b) その他の場合には、スコットランド国立図書館を管理する機関

(3) スコットランド国立図書館を管理する機関に影響を及ぼすことになるこの法律に基づく規則は、(1)項が適用されない場合は、主務大臣がスコットランドの大臣と協議を終えない限り、定めることはできない。

(4) この法律に基づく規則が次のいずれかに該当する場合は、ウェールズ国民議会（National Assembly for Wales）の同意を得ずに、定めることはできない。

(a) この法律により、又はこの法律に基づいてウェールズ国立図書館（National Library of Wales）を管理する機関に与えられた資格を、当該規則がはく奪することとなる場合

(b) 前号［(a)号］の機関に与えられていない資格を、当該規則が他の納本図書館に与えることとなる場合

ただし、このことは、その資格が電子出版物の納入に関するものであり、かつ、［ウェールズ国立図書館を管理する］機関に対し、それらの出版物に電子的にアクセスする方法が提供されるときには、適用されない。

(5) ウェールズ国立図書館を管理する機関に影響を及ぼすことになるこの法律に基づく規則は、前項［(4)項］が適用されない場合は、主務大臣がウェールズ国民議会と協議を終えない限り、定めることはできない。

第13条　規則：ダブリンのトリニティ大学

(1) ダブリンのトリニティ大学図書館を管理する機関に資格を与えるこの法律に基づく規則は、その資格により納入される関係資料に関して、主務大臣が次のことを確信しない限り、定めることはできない。

(a) 第７条による（その条に基づき定める規則を考慮して）関係資料に関連した行為の制限に関し、アイルランドの法令に基づくこれらの行為の制限が実質的に劣らないこと。

(b) 連合王国の地方の法令に基づく関係資料に関する著作権、出版権、データベース権及び特許権の保護に関し、アイルランドの法令に基づく相応の権利の保護が実質的に劣らないこと。

(c) 第10条(3)項及び(4)項（又はその条に基づく規則により適用されるこれらの項）に基づく責任に対する保護に関し、アイルランドの法令に基づく相応の責任に対する保護が、実質的に劣らないこと。

(2) この条において、「関係資料（relevant material）」は、第７条におけるものと同一の意味を有する。

通則

第14条　解釈規定

この法律において、用語の解釈は、次のとお

りとする。

「1988年法（the 1988 Act）」とは、1988年著作権、意匠権及び特許権に関する法律（Copyright, Designs and Patents Act 1988（c.48））をいう。

「データベース権（database right）」は、1997年データベースにおける著作権その他の諸権利に関する規則（the Copyright and Rights in Databases Regulations 1997 S.I. 1997/3032）第13条(1)項により付与された意味を有する。

「納本図書館（deposit library）」とは、英国図書館理事会及び次の各号に掲げるものを管理する機関をいう。

(a) スコットランド国立図書館
(b) ウェールズ国立図書館
(c) オックスフォード大学ボードリアン図書館
(d) ケンブリッジ大学図書館
(e) ダブリンのトリニティ大学図書館

「電子出版物（electronic publication）」とは、オンライン出版物又はオフライン出版物をいい、（1988年法第178条によって付与された意味における）電子形態によるすべての出版物を含む。

「映画フィルム（film）」は、1988年法第５Ｂ条によって付与された意味を有する。

「媒体（medium）」とは、出版物の媒体をいい、特に、オンライン出版物又はオフライン出版物のすべての形態を含む。

「明記された（prescribed）」とは、主務大臣が定める規則により明記されたことをいう。

「出版（publication）」とは、著作物との関係で、

(a) 公衆に対して著作物を複数部数、発行することをいい、かつ、
(b) 電子的再生システムによって著作物を公衆の利用に供することを含むものとし、

関連する表現は、これらに準じて解釈される。

「出版権（publication right）」は、1996年著作権及び関連する諸権利に関する規則（Copyright and Related Rights Regulations 1996）（S.I. 1996/2967）第16条(1)項によって付与される意味を有する。

「録音資料（sound recording）」は、1988年法第５Ａ条によって付与された意味を有する。

第15条　付随的改正、廃止及び削除

(1) 別表に掲げる規定は、指定される範囲内で廃止され、又は削除される。

(2) 1925年スコットランド国立図書館法（National Library of Scotland Act 1925（c. 73））第５条（1911年著作権法（Copyright Act 1911）第15条に基づく特権の移転）［の一部］を以下のように改正する。

(3) この条［第５条］の(1)項から(3)項までの規定を次のように改める。

「(1) 2003年納本図書館法第１条に基づき、［スコットランド国立］図書館の管理機関である理事会に納入された法律出版物は、理事会によってスコットランド弁護士会に送付されるものとする。

(2) 理事会は、スコットランド弁護士会が文書で指定した法律出版物を、同法第５条に基づき理事会のために作成する請求

書に加えるように取り計らうものとする。」

(4)　この条の(4)項及び(5)項において、「法律書（law books）」を「法律出版物（legal publications）」に改める。

(5)　この条の(5)項の次に次の一項を加える。

「(6)　この条において「出版物（publication）」は、電子的再生システムによって公衆の利用に供する出版物を含む。」

第16条　適用開始及びその範囲

(1)　この法律の前条までの規定は、規則制定権を有する場合を除き、委任法規をもって定める命令により主務大臣が定める規定に従って効力を生じる。

(2)　異なる目的のために異なる規定を定めることができる。

(3)　この条の(1)項に基づく命令は、主務大臣がスコットランドの大臣及びウェールズ国民議会と協議を終えない限り、定めることはできない。

(4)　この法律は、第１条が施行される以前に出版された著作物には適用しない。

(5)　この法律は、北アイルランドに適用する。

第17条　略称

この法律は、2003年法定納本図書館法として引用される。

別表

第15条(1)項
廃止及び削除

参　照	廃止又は削除の範囲
1911年著作権法（Copyright Act 1911（c. 46））	第15条
1932年大英博物館法（British Museum Act 1932（c. 34））	この法律の全部
1972年英国図書館法（British Library Act 1972（c. 54））	第４条(1)項
1999年ウェールズ国民議会命令（権限委譲）（National Assembly for Wales（Transfer of Functions）Order 1999（S.I. 1999/672））	別表２の1911年著作権法に関連する記載事項

（注）

・訳文中の［　］は、訳者が補記したものである。例えば、原文中の “a copy” は、単に「１部」とせず「［出版物］１部」又は「［複製物］１部」とした。

（附　記）

この翻訳は、平成16年度における下記の英米法研究会の活動成果である。本誌掲載原稿は、平野美恵子が校訂を行ったものであり、原稿の誤りについての責任は、平野が負うものである。

＊調査及び立法考査局英米法研究会
顧問：藤田初太郎（元調査及び立法考査局長）
会員：梅田久枝〔代表〕、井田敦彦、上原有紀子、岡久慶、落美都里、重田正美、田中嘉彦、土屋恵司、中川かおり、西川明子、平野美恵子、松橋和夫、森田倫子、吉田多美子